

令和2年2月27日

保護者 各位

山陽女子中学校・高等学校
校長 豊岡 秀明

臨時休校中の留意点

向春の候、保護者の皆さまには、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症は感染症法の指定感染症に指定され、学校保健安全法においても第一種感染症とみなされるようになりました。これを受け、本校としましては次のとおりに対応いたします。ご理解ご協力お願い申し上げます。

記

1. 発熱等の風邪症状がみられる場合

- ・家庭での健康観察を徹底し、無理に登校しないで自宅で休養してください。
- ・自宅で休養する旨を学校に連絡してください。連絡が入った日から出席停止とします。欠席扱いになりません。ただし、さかのぼって出席停止にすることはありません。
- ・再登校する前日には、再登校の旨を学校に連絡してください。
- ・医師による治癒証明は必要ありません。ただし、インフルエンザ等の感染症による欠席の場合は、治癒証明書を提出してください。

2. 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合【令和2年2月18日付 文部科学省事務連絡】

- ・各地域の帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
〔帰国者・接触者相談センター（岡山保健所） 086-803-1360〕
〔帰国者・接触者相談センター（倉敷保健所） 086-434-9810〕
その他の地域は岡山県ホームページ等でご確認ください。
- ・帰国者・接触者相談センターにご相談された後、学校に連絡してください。
- ・医師や保健所等から登校を止められた場合は、再登校の指示が出るまで、指示された治療に専念してください。連絡が入った日から出席停止とします。欠席扱いにはなりません。